

みよし市宿泊施設誘致事業基本方針

1 趣旨

第2次みよし市総合計画（平成31(2019)年3月策定）では、図書館学習交流プラザ「サンライブ」、歴史民俗資料館など多くの公共施設や銀行、郵便局などの公益施設が集まるとともに、大型商業施設の立地により、生活に必要な機能が集積した市役所を中心とした地区を都市中心拠点と定め、日常生活の中で必要となる都市機能の維持・向上を図ることとしている。また、にぎわいと交流を創出する複合的な都市機能の集積を図り、土地の高度利用などによる魅力ある都市空間の創造によって、本市の顔づくりを進めることとしている。

さらに、都市中心拠点や駅前拠点周辺のにぎわい（商業地）ゾーンでは、人が集い、にぎわいの拠点となる商業空間の維持や促進を図るとともに、日常生活に必要なサービスが身近に享受できる暮らしを支えるための施設の立地誘導を図ることとしている。加えて、みよし市中心市街地基本構想（平成30(2018)年3月策定）では、市役所を中心とした中心市街地の活性化を図るため、人が集える場の創出や回遊性の向上を図り、中心市街地への来訪者の創出やにぎわいのあるまちなか空間の形成を目指すこととしている。

以上のことから、本市では、市民の暮らしを支えるための施設の立地誘導を図るとともに企業誘致における競争力の維持向上、中心市街地及び地域経済の活性化、中心市街地における低未利用地の利用促進につなげることを目的として、中心市街地における宿泊施設誘致事業（以下「本事業」という。）を推進していくこととし、本事業の実現に向けて、「まちづくりのパートナー」として本市と連携して事業を推進する事業者を公募し、審査委員会による審査を経て事業者を選定する。

2 宿泊施設誘致について

(1) 事業の方法

宿泊施設を設計・建設及び運営する法人を令和4(2022)年度中に公募し、決定する。

(2) 誘致する施設及び施設数

宿泊施設（ホテル）1施設

(3) 事業の場所等

中心市街地基本構想の対象区域内とする。

※現状の土地利用規制等に捉われることなく提案を受け付けることとする。

(4) 公募に参加できる者

①法人格を有すること。 ②宿泊施設の運営に関し十分な実績があること。

(5) 施設の要件

①客室数100室以上であること。 ②風俗営業を営まないこと。